

「日本交通法学会」入会案内

一 日本交通法学会について

日本交通法学会（Japan Association of Traffic Law）は、関係各方面の積極的な賛同を得て、昭和四五年六月一三日に設立されました。

本学会は、交通および交通災害に関連する諸法の研究を行ない、もって公共の福祉の増進を図ることを目的として設立されたものであります。

本学会は、昭和五四年四月、日本学術会議内規に基づき登録学協会として、同会議に登録申請手続きを行ないました。これにより、日本学術会議および各分野の学協会との緊密な連携協力関係の維持、強化が図られることになります。

二 日本交通法学会の事業計画

本学会は、交通の円滑健全化、交通災害・交通公害の絶滅、被害者の完全な救済を希望するあらゆる分野にわたる研究者の相互協力によって交通災害・交通公害の防止と被害者救済に関する法的諸問題の解決に大きな役割を果そうとする点にきわ立った特色があり、したがって、その事業については、つぎのような点に重点がおかれます。

（1）調査研究計画の立案および実施

本学会には、研究委員会が置かれております。

研究委員会は、学者・裁判官・行政官・弁護士・保険会社等関連分野の研究員が網羅されたユニークな構成を有しており、各分野にわたる諸問題について資料・情報を交換して、的確な問題提起を行ない、必要に応じ共同調査・共同研究を立案企画し、広く会員の要請に応じて、これを強力に立案実施してゆく体制をとっております。

（2）刊行物の発行

本学会は、毎年機関誌「交通法研究」（Traffic Law Journal）を発行しています。このほか会員の研究成果を必要に応じて適宜刊行することを予定しております。本学会は、専門的研究者集団であるとともに、優れて実践的性格を有する団体であり、したがって機関誌等刊行物の内容も、最高度の理論的水準を保つとともに実務に直結する解説研究を広くとりあげ、また、最新の資料・情報を継続的に提供するなどの会員の利便に供する計画であります。

（3）研究会の開催

毎年定期総会の際にシンポジウム、個別研究報告を行なうほか、いくつかの常設研究会を開催し、会員および賛助会員の相互交流、共同研究の場としています。研究会としては、現在、人身賠償補償研究会と因果関係部会が活動（年四～五回）しています。入会手続は、別添入会申込書に所定事項をご記入の上、事務局宛お送り下さい。

（4）研究助成

毎年、会員の独創的な研究を奨励するため、研究助成金を出しています。申請手続きなど詳しいことは、事務局にお問い合わせ下さい。

三 本会の組織について

本学会は、交通災害に関する諸法に関連するあらゆる分野の研究者・実務家によって構成されます。

会の運営は、総会を最高機関とし、そのもとに理事会が中心になり運営し、委員会は研究調査等の実質的活動の企画実施をはかり、監事が会計および会務執行を監査する仕組となっております。

なお、理事が委員を兼ねることにより、機能的な運営を図っております。

会の事務局は、

財団法人 日弁連交通事故相談センター内

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14階

TEL. 03 (3581) 4724

に置かれます。

四 賛助会員の地位について

賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業を賛助しようとする個人又は団体であり、シンポジウム、研究報告会・講演会に出席することができ、また機関誌等の無償配布を受けます。

五 入会要項

本会への入会については、次の要領によります。

入会資格……本学会の目的に賛同し、その事業を賛助しようとする個人又は団体は誰でも入会できます。

会費……入会金=2,000円

年会費は1口を7,000円とし、

個人=1口以上（1口でも結構です）

団体=10口（40,000円）以上（団体の規模によっては減口の配慮もいたします）

申込方法……入会申込書（別添）に

①申込年月日 ②会費口数 ③住所 ④職業又は事業の種類 ⑤勤務先住所・電話 ⑥氏名
(又は社名・代表者名) を記入し、押印 ⑦推薦者氏名・押印して本学会事務局宛送付して下さい。

なお、推薦は当法学会員二名によるものですが、推薦者がいない場合は賛助会員としてお申込み下さい。その際、人身賠償補償研究会あるいは人身事故に係る生命倫理と法研究会に参加ご希望の方は、○印を付して下さい。ただし、郵便料金、手数等の関係上、各研究会にご出席できる方のみに限定させていただきます。

入会金・会費払込方法……入会を希望する方は、後日送付します銀行振込みか振替用紙を利用して振り込んで下さい。なお、連絡欄に会費口数を明記して下さい。現金為替等の方法で本学会事務局宛に直接送付下さっても結構です。

事務局所在地……〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

弁護士会館 14階

財団法人 日弁連交通事故相談センター内

日本交通法学会事務局 TEL. 03 (3581) 4724

日本交通法学会規約

第一章 総 則

(名 称)

第一条 本会は、日本交通法学会と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区内に置く。

(目 的)

第三条 本会は、交通および交通災害に関連する諸法の研究を行ない、もって交通に関する公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行なう。

- 一 調査研究計画の立案および実施
- 二 研究報告会・講演会の開催
- 三 機関誌その他刊行物の発行
- 四 研究者相互の交流および内外の学会その他諸団体との連携と協力
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員および賛助会員

(会 員)

第五条 交通および交通災害に関連する諸法を研究する者は、本会の会員となることができる。

2 本会の会員になろうとする者は、会員二人の推せんにより入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(賛助会員)

第六条 本会の目的に賛同し本会の事業を賛助しようとする個人または団体は、理事会の承認により賛助会員となることができる。

2 賛助会員は研究報告会・講演会に出席し、機関誌の配布を受ける。

(会 費)

第七条 会員および賛助会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第八条 会員および賛助会員は、左の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- 一 本人が退会を申し出たとき
- 二 会費の滞納により理事会が退会を相当と認めたとき
- 三 本会の名誉を傷つけたことにより理事会が退会を相当と認めたとき

第三章 機 関

(総 会)

第九条 本会は、毎年一回通常総会を開催し、必要があるときは、隨時臨時総会を開催する。

(招集者)

第一〇条 総会は、理事長が招集する。

2 総会員の五分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、理事長は、すみやかにその招集をしなければならない。

(召集手続)

第一一条 総会の招集は、会日の一四日前までに総会の日時、場所および議題を会員に書面で通知して行なう。

(審議事項)

第一二条 総会は、左の事項を審議する。

- 一 理事・監事の選任
- 二 決算の承認
- 三 規約の改正
- 四 その他理事会または総会において審議することを相当と認めた事項

(議 決)

第一三条 総会の決議は、この規約に別の定めがある場合のほか、出席会員の議決権の過半数で決する。

2 会員は、代理権を証明する書面を提出して出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

(理事・監事の設置)

第一四条 本会に左の役員をおく。

- 一 理事 三五名以内
 - 二 監事 二名
- 2 本会に名誉理事若干名をおくことができる。

(選 任)

第一五条 理事・監事は、総会において会員の中から選任する。

2 名誉理事は理事会の議を経て、これを委嘱する。

(任 期)

第一六条 理事・監事の任期は、その就任後二回目の通常総会の終結に至るまでとする。

2 補欠または増員により選任された理事または監事の任期は、他の理事または監事の任期の残存期間とする。

(理事の職務)

第一七条 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

(監事の職務)

第一八条 監事は、本会の会計および会務執行を監査する。

(理事長)

第一九条 本会に理事長一名を置く。

- 2 理事長は、理事会において理事の中から選任する。
- 3 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 4 理事長に事故あるときは代行を置く。

(理事会)

第二〇条 理事会は、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

2 第一〇条第一項、第一三条第一項の規定は、理事会に準用する。

(委員会)

- 第二一条 本会に研究・広報・財務・資格審査その他の委員会を置くことができる。
2 委員会に関する事項は、理事会において定める。

第四章 会 計

(経 費)

- 第二二条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第二三条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三日に終わる。
2 決算は、次年度の通常総会において承認を得なければならない。

第五章 規約の変更

(規約の変更)

- 第二四条 この規約は、総会において出席会員の三分の二以上の同意により変更することができる。

第六章 付 則

(施行期日)

- 第二五条 この規約は、昭和四五年六月一三日から施行する。

(経過措置一)

- 第二六条 本会設立準備委員会の委員および第一回総会前に同委員会によって推せんされた者は、第五条
第二項の規定にかかわらず、本会の会員となることができる。

(経過措置二)

- 第二七条 本会設立準備委員会は、第一回総会前に会員の中から理事・監事の職務を行なう者を委嘱す
ることができる。
2 前項により理事・監事の職務を行なうことを委嘱された者は、第一回総会において理事・監事
が選任されるまでその職務を行なう。

第六章 付 則 (昭和五七年五月八日改正)

第一四条第一項の改正規約は、昭和五七年五月八日から施行する。

付 則 (平成六年五月二八日改正)

第一四条第一項の改正規約は、平成六年五月二八日から施行する。) =理事増員三〇名～三五名

付 則 (平成八年五月二五日改正)

第二条及び第一九条第四項の改正規約は、平成八年六月一日から施行する。

日本交通法学会設立趣意書

近時、わが国における交通機関の発達は、極めてめざましいものがありますが、一方、交通災害、交通公害および交通混乱の現象は、きわめて憂慮すべき状態を現出しております。特に自動車人身事故による被害者の救済措置は、満足すべきにはほど遠い現状にあります。

実効性ある事故防止策と適正な人身事故補償の早急完全な実施が当面の最重要課題であることは、何人にも明らかなところであります。

自動車人身事故の激増が重大な社会問題としてその対策が叫ばれてからすでに十数年を経ており、その間、事故防止と被害者救済の実現をめざし、わが国の学界、法曹界、関係諸官庁、保険会社、その他民間諸団体において、それぞれの立場から真剣な討議が行なわれ、幾多の貴重な成果を得ております。

しかしながら、交通災害増加の現象は、わが国社会の諸要因と極めて複雑に関連し、交通問題に関連する法域は、道路交通法のみならず車両法、運送法等あらゆる分野に拡大されております。

また、人身損害補償の領域について見ても、問題は今日、単に不法行為にとどまらず、民法の他の分野、訴訟法、保険法、社会保障法等の領域におよび、わが国法制の根本に触れるさまざまの問題が提起されていります。

今日、このような状況において、われわれは、これら関連するあらゆる分野の研究者が、相互に交流をもち、協力し、もって研究の成果を一層深めることがどうしても必要であると考え、ここに日本交通法学会を設立するに至ったものであります。

日本交通法学会は、交通の円滑・健全化、交通災害・交通公害の絶滅、被害者の完全な救済を希求するあらゆる分野の研究者によって構成され、交通関係法規および交通災害・交通公害とこれにともなう補償に関するあらゆる問題を研究討議し、研究者相互の協力を促進することによって、国民の福祉の増進を期そうとするものであります。

われわれは、ここに日本交通法学会設立の趣旨を明らかにし、その目的に賛同するあらゆる分野の個人又は団体に日本交通法学会への参加を呼びかけるものであります。

昭和四五年一月三一日

日本交通法学会設立準備委員会

朝倉京一	木宮高彦	田嶋正義	原島克巳	山田卓生
淡路剛久	倉田卓次	土屋一英	舟木信光	山本寅之助
伊藤利夫	後藤 勇	筒井博司	南 恒郎	吉田淳一
伊藤嘉之	佐野昭一	永井洋一	三宅弘人	
河合 怜	椎木緑司	並木 茂	宮原守男	
岸永 博	竹岡勝美	野村好弘	山崎東夫	(五十音順)